

審議会での主な意見に対する事務局の考え方

1 項目(1):削除要請について

(前回の審議会での意見)

府は「不当な差別」について、一定の条件のもと、同和問題やヘイトスピーチだけでなく、障がいや女性、疾病など他の人権課題についても拡充し、「誹謗中傷」については削除要請等の対象とせず、今後の検討課題とするとのことだが、「不当な差別」と「誹謗中傷」が渾然一体となった事象が多数存在すると考えられ、線引きが困難ではないか。

(事務局の考え方)

- 大阪府人権局では、国の通知(※)を参考に、いわゆる同和地区の摘示及びヘイトスピーチについて削除要請を行ってきたところ。
- 例えば、ヘイトスピーチについては、人種や民族といった共通の属性を理由とした侮辱や嫌がらせなど「不当な差別的言動」と「誹謗中傷」が重なるものも見受けられるが、こうした言動については、現在も削除要請の対象としており、今後、人権課題の対象を拡充するにあたっては、削除要請の対象としていく。(下記参考)

(※)「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(通知)(平成16年10月22日付け法務省権調第604号)

(参考)「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」(令和5年3月 法務省公表)より抜粋

【資料2】令和4年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

事例 14 インターネット上の名誉感情侵害

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人であると指摘されるとともに、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、被害者を虫に例えたり、同人の存在を否定するなどの被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。

(措置:「要請」)

2 項目(3):大阪府人権施策推進審議会への諮問について

(前回の審議会での意見)

インターネットを媒介とする「いじめ事件」や個別の差別事象は年々増加している状況。こうした事象に警鐘を鳴らしていくためにも、人権施策推進審議会の役割として、こうした事件に対しても個別に、かつ迅速に対応できるような仕組みについて検討すべきではないか。

(事務局の考え方)

- 昨年度の有識者会議のとりまとめにおいては、「削除要請や注意喚起(助言・説示)を行うとした場合に、個々にあらかじめ有識者に意見を聞くことは、即応が求められる中であって迅速性が著しく損なわれることから、原則として、削除要請や注意喚起(助言・説示)に当たっては、有識者からの助言を必要としない仕組みとすべき」とされたところ。
- 事務局としては、有識者会議の意見を踏まえ、削除要請や助言・説示等の施策を実施するにあたっては、基本的な考え方を審議会に伺うこととし、その考え方に基づいて対応することとしたい。
- 今後設置する専門の相談窓口での支援に努めるとともに、施策を実施する中で、課題が生じた場合は、より効果的な方策について、審議会に伺うこととしたい。

3 項目(4):不当な差別的言動等の定義について

(前回の審議会での意見)

- ① 「不当な差別的言動」というと、不当でない差別表現があるように思われるのではないかと。人によって、価値判断や解釈のずれが生じてしまうような装飾語はなるべくつかわないようにしてほしい。「差別的言動」でよいのではないかと。
- ② 削除要請の対象となる「差別的言動」とは個人を特定する表現なのか、一般的な社会に向けた差別的言動なのか。

(事務局の考え方)

① について

- 上記1の平成16年法務省通知や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(H23年制定)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H28年制定)」など、他の法律等においても、「不当な差別的言動」の用語が使用されている。
- こうしたことを踏まえ、昨年制定した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」において「不当な差別的言動」の用語を使用しているところであり、今回の改正にあっても「不当な差別的言動」として定義することを検討している。
- なお、「人によって価値判断や解釈のずれが生じてしまうのではないかと」との点については、府民等に改正後の本条例の趣旨が正確に伝わるよう、しっかりと啓発に努めたい。

② について

- 削除要請等の対象となる「不当な差別的言動」については、特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は特定の地域に関するものとして規定するよう検討している。(下記参考)

(参考) 「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について(依命通知)」(平成 31 年 3月8日付け法務省権調第 15 号)より抜粋

- ・ …「特定の者」と規定した趣旨は、削除要請等の救済措置をとるためには、その前提として救済の対象となる個人の人権が侵害されていること(又はそのおそれがあること)が必要であるという当然の理を明らかにしたに過ぎない。したがって、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている(又はそのおそれがある)と認められるのであれば、やはり救済を必要とする「特定の者」に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる。
- ・ その際、差別的言動の対象とされた当該集団等の規模等にも留意する必要がある。すなわち、例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないかとと思われる。